

医療機関でも、化学物質管理の見直しが必要です

法令改正により、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場では、**化学物質管理者の選任**が必要です。さらに、リスクアセスメントの結果として保護具を使用させる場合には、**保護具着用管理責任者の選任**も必要になります。

当事務所では、対象物質の整理、優先順位付け、制度設計、教育、是正助言を支援します。

1. 医療機関で確認したい主な物質

区分	主な物質	主な部署	管理の目安
特化則	ホルムアルデヒド、エチレンオキシド、アクリルアミド	病理、中材、検査	管理濃度あり
特別有機溶剤等	クロロホルム、ジクロロメタン	検査、研究、一部病理	管理濃度あり
有機則	IPA、キシレン、メタノール、アセトン、酢酸エチル	病理、検査、施設管理	管理濃度あり
RA 対象物質	過酸化水素、グルタルアルデヒド、亜酸化窒素、アセトニトリル、塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア	内視鏡室、中材、手術室、検査、施設管理	濃度基準値ありの物質を含む
法的 RA 義務の対象外となることが多い製品	消毒用アルコール製剤、手指消毒薬、一部の消毒薬・麻酔薬製剤	病棟、手術室など	医薬品・医薬部外品などの完成製品として供給される場合

ホルムアルデヒドやエチレンオキシドなどの特別則物質には管理濃度があり、過酸化水素、グルタルアルデヒド、亜酸化窒素、アセトニトリルなどには濃度基準値が設定されている物質があります。

2. 部署ごとにみると

部署	主な確認物質
病理	ホルムアルデヒド、キシレン、メタノール、クロロホルム
検査室	アクリルアミド、アセトニトリル、IPA、酸・アルカリ類
内視鏡室	グルタルアルデヒド、過酸化水素、過酢酸系薬剤
中材・滅菌部門	エチレンオキシド、過酸化水素、消毒・滅菌関連薬剤
手術室	亜酸化窒素、ホルムアルデヒド、各種消毒薬・麻酔薬
病棟	業務用の次亜塩素酸系薬剤、酸・アルカリ洗浄剤
施設管理	塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア、IPA、アセトンなど

まず何をするか

- SDS を回収する
- どの部署で何を使っているかを洗い出す
- 特化則・有機則・RA 対象物質の優先順位を付ける
- 院内の担当者が回せる形で運用を整える

今年も対象物質の追加や制度整備が続いており、「知らないうちに対象になっていた」を防ぐことが重要です。

当事務所では、対象物質の整理から運用設計まで、医療機関の実情に合わせて支援いたします。

「何から着手すべきかわからない段階でも、現場の実情に合わせて、対象物質の整理から運用設計まで支援いたします。お気軽にご相談ください（納谷労働衛生コンサルティングまで）」